入　札　説　明　書

この入札説明書は、新潟県はまぐみ小児療育センターが発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）調達案件名及び数量

超音波画像診断装置　一式

（２）調達案件の仕様等

別紙「はまぐみ小児療育センター超音波画像診断装置　仕様書」による。

（３）納入期限

令和９年３月 19 日（金曜日）

（４）納入場所

郵便番号　951-8121

新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター　第二診察室

２　入札参加者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

（３）新潟県物品等入札参加資格を有し、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

（４）新潟県内に本社（本店）又は営業所等を有する者であること。

（５）本調達物品の仕様に適合する物品を納品可能であることを資料等の提出により確認できる者であること。

（６）新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、前条に示した入札参加資格を有することを証明できる書類を提出し、入札日の前日までに説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期限

令和８年 11 月 25 日（水曜日）　午後３時（必着）

（２）提出書類

(ｱ) 入札参加資格確認申請書（別紙）

(ｲ) 新潟県物品等入札参加資格の承認通知書の写し

（印鑑証明書の写しを添付すること。）

(ｳ) 応札仕様書

（３）提出場所及び問合せ先

〒951-8121　新潟市中央区水道町一丁目 5932 番地

新潟県はまぐみ小児療育センター会計課

電話　025-266-0153

（４）提出方法

郵送又は持参

（５）入札参加者は、仕様書、契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は（３）に定める問合せ先に質問し、回答を求めることができる。ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

（６）本件入札に係る参加資格の確認結果は、入札参加資格確認申請書に記載されている連絡先に令和８年 11 月 30 日（月曜日）までに連絡し、併せて書面で通知する。

４　入札執行の日時及び場所

（１）日時　令和８年 12 月１日（火曜日）　午後１時 30 分から

（２）場所　新潟県はまぐみ小児療育センター　２階　会議室

５　入札手続等

（１） 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札会場にて入札執行職員の指示に従い委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

この場合、入札書には代理人の氏名を記入し、委任状の仕様印鑑を押印しなければならない。

（２）入札の方法

次のいずれかの方法によること

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出する場合は入札書を封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「何月何日入札（調達案件の件名）の入札書在中」と記載すること。

イ　郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮にも「何月何日入札、（調達案件の件名）の入札書在中」と朱書して、入札執行日の前日の午後５時までに前記３（３）に提出しなければならない。

（３）入札書の名義人

入札書の名義人は、本人又は代理人に限る。

（４）入札書の記載

ア　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ウ　入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（５）入札会場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員、立会職員及び補助職員以外の者は入場することができない。

（６）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札会場に入場することができない。

６　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（１）入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

（２）入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が判別し難い入札

（３）郵便による入札であって、５(1)イに定める日時までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によったもの

（４）同一の入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

（５）入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札があった場合はその全部の入札

（６）押印すべき場所に押印のない場合

（７）脅迫その他不正の行為によってした入札

（８）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札

（９）他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務を妨害する行為を行ったものの入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

７　契約書作成の要否

要

８　入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

９　契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とし、新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

10　落札者の決定方法等に関する事項

（１）入札に参加した者のうち、予定価格以下の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）（２）の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

（４）落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

11　再入札に関する事項

（１）初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。なお、再入札は１回とする。

（２）初度の入札において無効入札をした者及び郵便で入札した者は、再入札に加わることができない。

（３）再入札においても落札者がないときは、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

12　契約に関する事項

（１）契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格審査申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要とする。

（３）契約の条項は、別紙契約書（案）のとおりとし、契約の相手方による作成は不要とする。

13　その他必要な事項

入札参加者又は契約の相手方が本調達案件に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。